

## ■太陽光発電支援等事例

### ○国、三重県、三重県下 29 市町の補助金概要

≪事業所向け≫

	国	県	市町
補助金	×	○	亀山市と 四日市市
融資	×	○	×
その他	○	×	×

#### ◆ 補助金

【県の補助金制度】 ～事業所向け 10k w未満の補助制度～

補助金額：出力 1 k wあたり 6 万円

【亀山市の補助制度】 ～事業所向け 10k w以上を対象とした補助制度～

補助金額：50 万円／件

予算額：100 万円

#### ◆ 融資

【県の融資制度】 ～三重県環境・防災対策等促進資金～

融資対象事業：事業所向け太陽光

融資利率：1.55 または 1.6

保証料：0.45～1.50

融資額限度：5,000 万円（設備費用に対して）

融資期間：7 年以内(据置 1 年以内)

#### ◆ その他

【国の太陽光発電余剰電力買取制度（非住宅用）】 ～余剰電力買取制度～

条件：平成 23 年 4 月以降に電力会社との需給契約を結ぶこと

対象：太陽光発電が発電した余剰電力を売電した電力量

買取価格：40 円／k w h

ただし、ダブル発電の場合は買取価格が減額される。

期間：10 年間固定

参考：平成 23 年 3 月末以前の契約案件 24 円／k w h

《住宅用》

	国	県	市町
補助金	○	×	13/29
融資	×	×	×
その他	○	×	×

◆ 補助金

【国の補助金制度】

開始期間：平成 21 年 1 月から

対象：設置費用が 60 万円 / k w 以下の住宅用太陽光（10 k w 未満）

補助金額：48,000 円 / k w

【市町の補助金制度】

県内の傾向：補助実施自治体数、補助金額、共に減少傾向

県内 29 市町のうち、7 市 6 町が補助金を交付している

県内最高補助金額は多気町（下記参照）。

最低補助金額は鈴鹿市（20,000 円 / 1 件）

▼津市の補助制度～三段階構成～

市補助金額：3 k w 未満 30,000 円

3 k w 以上～6 k w 未満 60,000 円

6 k w 以上 100,000 円

▼亀山市の補助制度～比例性～

市補助金額：3 万円 / k w（上限 10 万円）

▼多気町の補助制度～地域特性～

市補助金額：1k w あたり 7 万円、上限額は 28 万円

※シャープ製に限り 10 万円 / k w（上限額は 40 万円）

◆ その他

【国の太陽光発電余剰電力買取制度（住宅用）】～余剰電力買取制度～

条件：平成 23 年 4 月以降に電力会社との需給契約を結ぶこと

対象：太陽光発電が発電した余剰電力を売電した電力量

買取価格：42 円 / k w h

ただし、ダブル発電の場合は買取価格が減額される。

期間：10 年間固定

参考：平成 23 年 3 月末以前の契約案件 48 円 / k w h

## ○その他特徴のある制度(全国の事例紹介)

### 【補助金額が 10 万円 / k w 以上】

実施自治体：墨田区（東京都）

※都の補助金は無し

補助対象：住宅、事業所用の太陽光発電を設置しようとする方

補助金額：100,000 円 / k w 上限 50 万円

### 【住宅用太陽光発電が 0 円で設置できる制度】

実施：おひさまファンド（飯田市）

対象：既に飯田市内に自らが所有し、かつ居住している住居をお持ちの方

概要：おひさまファンドが個人住宅に太陽光パネルを設置

※設置費用は、ファンド負担

住宅所有者は、9 年間、月々 19,800 円、支払う

※売電収入は、住宅所有者が収入

10 年目に、ファンドから住宅所有者に、設備を無償譲渡

### 【売電価格に上乘せ】

実施自治体：富山市

対象：自ら居住する住宅に、太陽光発電（2kW 以上）を新規に設置した方

概要：売電量に対して交付（3 ヵ年）

交付金額：1～12 ヶ月目 10 円 / k w h

13～24 ヶ月目 7 円 / k w h

25～36 ヶ月目 5 円 / k w h